

## 手話奉仕員養成講座 基礎編

講座修了後は、学んだ手話をボランティア活動に生かしてみませんか。

- 対象者** 市民、または市内の事業所に通う 18 歳以上で、これまでに次の講座のいずれかを修了した人

◇手話奉仕員養成講座入門編

◇手話入門講習会

- 期日** 8月24日(木)～平成30年3月8日(木)の毎週木曜日(祝日を除く。全26回)

- 時間** 午後7時～9時

- 会場** 市総合福祉センター3階 大会議室

- 定員** 20人(先着順)

- 受講料** 無料

- テキスト** 手話奉仕員養成講座 入門編と同じものを使用します。テキストを持っていない人は購入が必要です。(テキスト代 3240円は自己負担)



- 申込方法** 往復はがき(住所、氏名、年齢、電話番号、受講志望理由、テキスト購入の有無を記入)

※ほかの市町村で手話奉仕員養成講座入門編などを修了した人は、修了証の写しの提出も必要です。

- 申込期限** 8月4日(金)(消印有効)

- 申し込みと問い合わせ先**  
福祉課障がい者支援担当

☎(580)1853

### 相談事例

スマホの広告を見て化粧品のお試しセット500円を注文した。500円はお試しセットに同封された払込票ですぐに支払ったが、翌月、通常商品が届き、7000円の払込票が同封されていた。

お試しセットを使用したのが、効果を実感できなかったため、もう必要ないと思い、通販業者に返品を申し出たところ、商品を4回以上購入することがお話しセット500円の条件なので、4回購入するまでは解約できないと言われた。(30代女性)

### 解説とアドバイス

通信販売は、クーリング・オフの適用対象外です。事業者が返品可否や返品期限などに関するルールを設けている場合は、そのルールに従うことに

## ホットな消費者ニュース

174

### 初回お試し定期購入 トラブルに気をつけて

なります。  
そのため、事例のように4回の定期購入をすることが初回お試し価格の条件となっている場合は、通常4回購入するまでは途中解約できません。  
通信販売利用時には、購入条件や返品特約などをよく確認しましょう。  
また、注文確定前に、選択した商品・数量などに間違いはないかをしつかりと確認しましょう。

### ●市消費生活相談

平日 午前9時半～正午・午後1時～4時半※予約不要

市消費生活センター(市役所新館4階)

☎(580)1968

※土・日曜日、祝日は消費者庁消費者ホットラインを利用してください。  
午前10時～午後4時

☎188(局番なし)

### ●問い合わせ先

安全安心課生活安全担当

☎(580)1897

